

定 款

ケンコーマヨネーズ株式会社

＝＝＝＝＝＝＝＝

昭和33年 2月20日制定

昭和43年 4月30日改定

昭和48年 3月 1日改定

昭和50年 4月28日改定

昭和61年 5月26日改定

平成 元年12月 2日改定

平成 2年 5月30日改定

平成 3年 6月25日改定

平成 4年 6月27日改定

平成 5年 6月25日改定

平成 6年 6月28日改定

平成 7年 6月29日改定

平成10年 6月26日改定

平成12年 6月29日改定

平成14年 6月27日改定

平成15年 6月27日改定

平成16年 6月29日改定

平成17年 6月29日改定

平成18年 6月29日改定

平成21年 6月26日改定

平成22年 6月 7日改定

令和 4年 6月28日改定

＝＝＝＝＝＝＝＝

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、ケンコーマヨネーズ株式会社と称する。

英文にて社名を表示する場合は、KENKO Mayonnaise Co.,Ltd.とする。

(企業理念)

第2条 当社は、次の企業理念に基づいて経営する。

- (1) 食を通じて世の中に貢献する。
- (2) 心身（こころ・からだ・いのち）と環境

(目 的)

第3条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。

- (1) マヨネーズ類、ドレッシング類、ソース類の製造、売買及び輸出入
- (2) 水産物、農畜産物の加工、売買及び輸出入
- (3) 生鮮食料品、加工食料品の製造、加工、売買及び輸出入
- (4) 冷凍食料品、冷凍調理食品の製造、加工、売買及び輸出入
- (5) 食料品加工機械の製造、売買及び輸出入
- (6) 豆乳飲料、乳製品類、野菜・果実飲料、飲料水の製造、売買及び輸出入
- (7) レストランの経営
- (8) 損害保険代理業務
- (9) 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第4条 当社は、本店を神戸市に設置する。

(機 関)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第6条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第7条 当社の発行可能株式総数は、3,350万株とする。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式を有する株主の権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第3章 株 主 総 会

(招集者及び議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取

締役がこれに代わる。

(株主総会の招集)

第13条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(株主総会の開催地)

第15条 株主総会は、本店所在地又はこれに隣接する地のほか、東京都区内においてこれを招集する。

(決議方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(電子提供措置等)

第19条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の数)

第20条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に係る定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会)

第23条 取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか当会社の業務執行に関する重要な事項を決定する。

(取締役会の招集及び議長)

第24条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

2. 取締役会招集の通知は、あらかじめ定めた期日の場合を除き、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとし、併せて議題を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合これをさらに短縮することができる。

(取締役会の決議)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項については、法令又は定款に定めるほか取締役会で定める取締役会規程による。

(取締役会議事録)

第27条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

2. 第24条第2項の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(代表取締役)

第28条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は、取締役会の決議に従い当会社の業務を執行し、当会社を代表する。

(役付取締役)

第29条 取締役会は、その決議によって取締役中より取締役会長及び取締役社長各1名並びに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(相談役の委嘱)

第30条 取締役会は、その決議によって当会社に相談役を置くことができる。

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第32条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める取締役(取締役であった者を含む。)の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限定額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の数)

第33条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第34条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(常勤監査役)

第36条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第37条 監査役会招集の通知は、あらかじめ定めた期日の場合を除き、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとし、併せて議題を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合これをさらに短縮することができる。

(監査役会の決議)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会規程)

第39条 監査役会に関する事項については、法令又は定款に定めるほか監査役会で定める監査役会規程による。

(監査役会議事録)

第40条 監査役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役の報酬等)

第41条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第42条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第43条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第44条 会計監査人の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第45条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第46条 当会社は、剰余金の配当及び自己株式の取得等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金配当の基準日)

第47条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当の基準日)

第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第49条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

附 則

- 1、 変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第19条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
- 2、 前項の規定にかかわらず、2023年2月28日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条はなお効力を有する。
- 3、 本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。